

第 6 回 成年後見制度利用促進専門家会議

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（案）についての意見

尾張東部権利擁護支援センター 住田敦子

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

(1) 適切な後見人等の選任・交代の推進について

家庭裁判所、専門職団体、行政、中核機関等が、事案の課題の捉え方、解決の見立て、および専門職選任の具体的なイメージを共有するため架空の事例等を用いた協議の場が必要である。名古屋家庭裁判所では裁判所長、裁判官、調査官、書記官、事務局長、および県内支部の書記官等が出席し、関係機関との協議の場を積極的に設けている。このような裁判所による積極的な連携の取組を全国の家庭裁判所でも推進していただきたい。

(2) 報酬の在り方について

これまでに基本報酬と付加報酬についての具体的内容が示されてきた。さらに今後は、身上保護や意思決定支援等を重視した運用とする観点や、財産管理事務だけでなく、身上保護事務についても適切に評価し、後見人等が実際に行った事務の内容や負担等に見合う報酬とするための「評価」の在り方について、当事者の方たちの意見や、専門職からも身上保護の事務内容を十分に聴いて、検討を重ねていただきたい。

(財産管理を重視した報酬算定の例として、複数後見の場合、財産管理を担当する後見人には、身上保護を担当する後見人より 2 倍以上の報酬が付与されている。財産管理では、多額の預貯金はあるがその事務内容は、施設利用料の引き落としの確認、自宅の固定資産税支払いである。一方、身上保護では入退院の手続き支援や意思決定支援を基本とした施設の見学・入所契約、関係者会議の開催、定期的な訪問によるサービス履行状況や本人の心身状態の確認など、関係機関と連携して事務を遂行しているが、身上保護事務について適切に評価されているか疑問である)

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 地域連携ネットワークおよび中核機関等の整備について

令和元年 10 月 1 日時点における中核機関 9.2%・権利擁護センター 24.6%との調査結果が示されているが、後者については、行政から委託・補助を受けていないことから、権利擁護支援センターの数値に示されていない権利擁護センター等（第 2 回中間検証ワーキング資料 3 法人後見実施状況では、39%の自治体が法人後見実施機関について不明と回答）が各地域には存在していると考えられる。※

これらの権利擁護センター等は、権利擁護に関する自発的な課題意識から、行政の支援を得られずとも自律的な運営により地域で法人後見等の実績を有し、意思決定支援を基本理念においた草の根的な地道な活動を続けている団体も少なくない。全ての権利擁護センター等が中核機関として行政から指定を受けられるわけではなく、また既設の権利擁護センター等が、行政の委託・補助を受けていないのには個々の事情があると考えられ

るが、地域の重要な社会資源であるにはかわりない。特に 14 頁の法人後見としての担い手、市民後見等の育成や活動の促進への期待など、地域での役割を担う機関としての位置づけや連携が必要であり、それらの機能に期待することの記述があってもよい。既設センターでの「市民後見人の養成」の実施 57.3%、「法人後見等の受任」は 74.1%である。※いわゆる成年後見実施機関としてのセンターは、成年後見制度利用促進法以前から地域での権利擁護支援を展開しており、全国権利擁護ネットワーク（代表佐藤彰一）の会員団体数が参考になる。（令和 2 年 1 月現在、団体会員数 1 4 2のうち社会福祉協議会 5 6、NPO 法人等 8 6）

（2）法人後見の担い手について

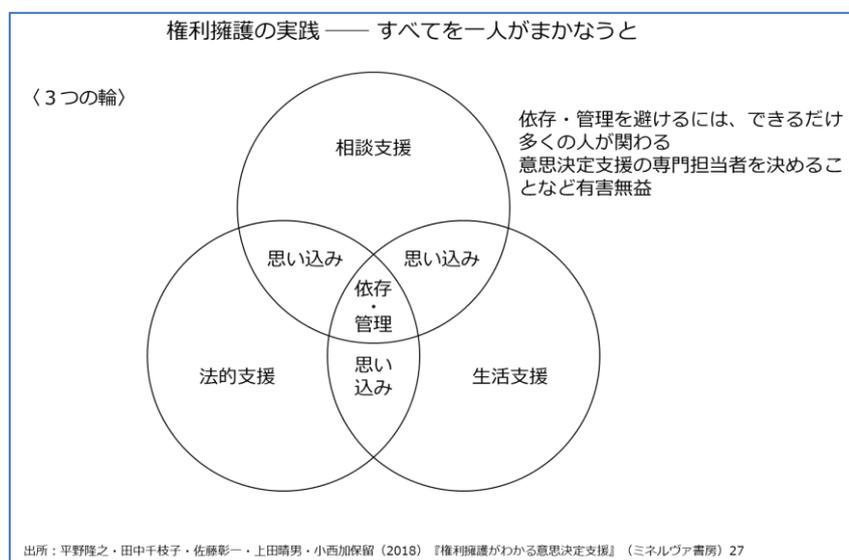
第 2 回中間検証ワーキングにおいて議論された社会福祉法人による法人後見については担い手の確保の観点からその活用の推進を検討すべきではあるが、福祉サービスを提供する社会福祉法人等の法人後見に関連して再度意見を述べておきたい。

1 点目は法人後見の自律性、第三者性の問題である。

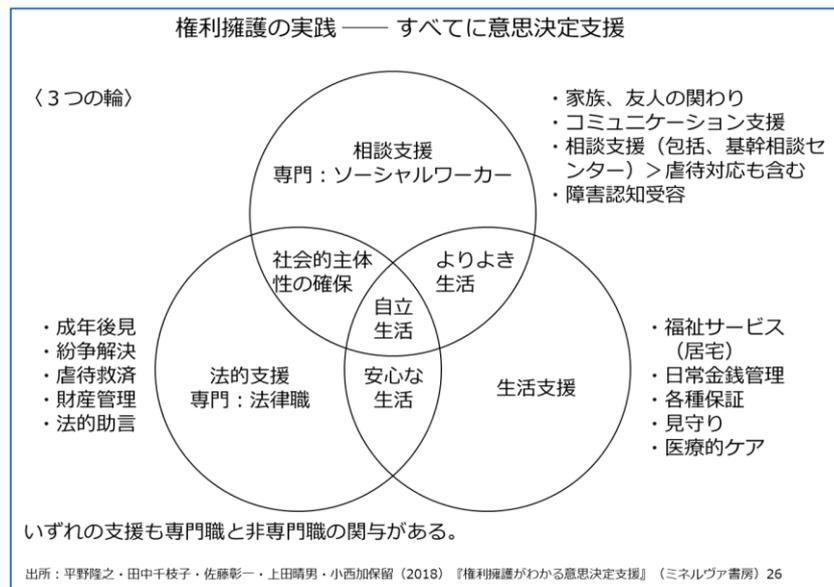
自らの法人の別部門が提供するサービスにおいて、虐待がおこった場合、適切に都道府県又は市町村に通報をしなければならないが、現実には疑問が残る。虐待については、入所施設だけでなく在宅サービスのヘルパーやデイサービスでも起こりうるため、曖昧にしてはならない問題であり、組織内での後見担当者の自律性の担保について更に検討が必要と考える

2 点目は権利擁護支援が適切に行われるかという点である。以下の図が示すように、佐藤¹⁾によれば権利擁護の 3 つの輪の実践を、一人の人や一つの組織で担う場合、一見、素晴らしい実践にみえるようでも、本人の意思やおもいについて「思い込み」や支援の「過信」を防ぐことが難しいことを指摘している。

また、本人の側からは、身近な支援者だからこそ言える事と相反して遠慮や気兼ねや我慢をする、周囲を慮ったすることで本当の意思を表明することが難しいのではないかと推察する。人生のすべてを施設に委ねるわけではなく、また身上保護のすべて施設任せにしてはいけない。



現実には担い手が全て異なるというのは難しい地域もあるが、目指すべき支援は3つの支援を担う人がそれぞれの異なる組織や人であることが望ましい。



1) 日本福祉大学権利擁護研究センター監修 平野隆之・佐藤彰一他編著「権利擁護がわかる意思決定支援」（2018年ミネルヴァ書房 26-27）

（3）成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携の推進について

日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行という一方の支援だけでなく、意思決定支援の観点からは、より制限的でない日常生活自立支援事業の活用を目指した方向性もある。たとえば、補助類型の方が一定の課題を解決した後は、成年後見制度ではなく日常生活自立支援事業がふさわしい場合もあるため、双方向の柔軟な連携が望まれる。

認知症の方の多くは、補助、保佐、後見と進んでいくが、障害のある方は必ずしもそうではなく、支援や経験を重ね、本人のエンパワメントにより補助を取消し、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用しなくても、権利擁護支援の地域連携ネットワークの見守りの中で暮らしている方もある。セルフアドボカシーを高める意思決定支援と、ノーマライゼーションを目指す視点も重要であると考えられる。

3 不正防止の機能と利用しやすさの調和

任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

任意後見制度の利用状況調査では契約類型では移行型が4分の3を占めていることが明らかになった。移行型任意後見契約の危うさについての具体的方策は検討段階にあるため、いま出来る事として、公証役場で任意後見契約の相談、締結する本人や関係者に対して、地域の中核機関の情報提供を依頼したところ、公証人一人の判断では対応出来ないとの回答であった。そのため公証役場での地域の中核機関の情報提供を促すことが可能であれば法務省から各公証役場への通知等をお願いしたい。